

BELS 評価料金規程

(目的)

第1条 この規程は、別に定める「BELS 評価業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、一般財団法人ベターリビング(以下「財団」という。)が建築物の省エネルギー性能の評価を行うに当たり評価料金(以下「評価料金」という。)について、必要な事項を定める。

(評価料金)

第2条 業務規程第12条に規定する評価料金及びBELS プレート及びシールの料金は別紙に掲げるとおりとする。

(評価料金の納入)

第3条 依頼者は、評価料金を銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の納入方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は依頼者の負担とする。

(評価料金を減額するための要件)

第4条 評価料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 標準設計等を用いた複数の建築物に係る評価依頼が、一定期間内に見込めるときで、評価が効率的に実施できると財団が判断したとき。
- (2) あらかじめ財団が定める日又は期間内に評価依頼を行ったとき。

(評価料金を増額するための要件)

第5条 評価料金は、次に掲げる場合に増額することができるものとする。

- (1) 別表に定める評価料金に含まれない業務を実施しなければ、評価が行えないと財団が判断したとき。
- (2) 複合建築物その他の評価の業務に要する時間が想定している時間を越えるものとして財団が判断したとき。
- (3) 評価の申請件数が一時的に増加することその他の評価の業務を適切に実施することが困難となることが予想され、新たな評価員の選任その他の適切な措置を講ずる必要が生じるものと財団が判断したとき。

(評価料金の返還)

第6条 納入した評価料金は、返還しない。ただし、財団の責に帰すべき事由により評価の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

(附則)

この規程は平成26年4月25日より施行する。

(附則)

改定後の規程は平成28年4月1日より施行する。

(附則)

改定後の規程は平成28年7月13日より施行する。

(附則)

改定後の規程は平成 29 年 6 月 1 日より施行する。

(附則)

改定後の規程は令和元年 10 月 1 日より施行する。

(附則)

改定後の規程は令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

(附則)

改定後の規程は令和 4 年 10 月 1 日より施行する。

(附則)

改定後の規程は令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

(附則)

改定後の規程は令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

評価料金表

評価料金は、申請された建築物の用途等に応じて、以下のとおりとする。なお、以下に記載する判定料金において、括弧内の金額は消費税抜きの料金とする。

1. 非住宅用途に関する事項

非住宅用途における BELS 評価に係る料金は、表 1 の (い) 欄に記載する算出方法及び (ろ) 欄の対象建築物の規模に応じ、(は) 欄に定める料金とする。

表 1 非住宅用途の場合

(い)	(ろ) ※ 1	(は) ※ 2 ※ 3 ※ 4
標準 入力法	2,000 ㎡以下の建築物	146,300 円 (133,000 円)
	2,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以下の建築物	269,500 円 (245,000 円)
	5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以下の建築物	399,300 円 (363,000 円)
	10,000 ㎡を超え 20,000 ㎡以下の建築物	514,800 円 (468,000 円)
	20,000 ㎡を超え 50,000 ㎡以下の建築物	630,300 円 (573,000 円)
	50,000 ㎡を超え 100,000 ㎡以下の建築物	745,800 円 (678,000 円)
	100,000 ㎡を超え 200,000 ㎡以下の建築物	875,600 円 (796,000 円)
	200,000 ㎡を超え 300,000 ㎡以下の建築物	1,006,500 円 (915,000 円)
	300,000 ㎡を超える建築物	別途見積
モデル 建物法	2,000 ㎡以下の建築物	89,100 円 (81,000 円)
	2,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以下の建築物	154,000 円 (140,000 円)
	5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以下の建築物	226,600 円 (206,000 円)
	10,000 ㎡を超え 20,000 ㎡以下の建築物	284,900 円 (259,000 円)
	20,000 ㎡を超え 50,000 ㎡以下の建築物	342,100 円 (311,000 円)
	50,000 ㎡を超え 100,000 ㎡以下の建築物	399,300 円 (363,000 円)
	100,000 ㎡を超え 200,000 ㎡以下の建築物	473,000 円 (430,000 円)
	200,000 ㎡を超え 300,000 ㎡以下の建築物	545,600 円 (496,000 円)

	300,000 m ² を超える建築物	別途見積
	モデル建物法（小規模版）※ 5	38,500 円（35,000 円）
※ 1 （ろ）欄の対象建築物の規模は、当該建築物の床面積の合計とする。ただし、以下の場合、（ろ）欄の規模はそれぞれの床面積を適用する。 ① 住宅用途を有する場合は、住宅用途の床面積を除く床面積 ② （い）欄の算出方法でモデル建物法を用いた場合、当該モデル建物用途に供する部分の床面積（複数用途建築物の場合、各用途の合計の床面積とする。） ③ 計算対象とならない部分を有する、あるいは、複数の用途を有する建築物で一部の用途を評価対象外とする場合（用途間の設備の共有などが無く、明確に分離できること。）における、当該建築物の部分等を除く床面積 ④ 上記以外の場合、評価を希望する任意の部分の床面積 ※ 2 （は）欄の料金は、以下の場合、それぞれの割合で減額できるものとする。ただし、下記の条件が複合した場合、その割引額の上限は 9 割までとする。 ① 当機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請を併せて行い、かつ適合性判定と同一の算出方法で計算を行った場合 9 割 ② 申請対象用途が工場用途单独の場合 2 割 ③ 評価の業務が効率的に実施できると当機関が判断した場合 1 割 ※ 3 複数の用途を有する建築物を評価対象とする場合において、以下の場合、（は）欄の料金に 3 / 2 を限度として増額できるものとする。 ① ZEB Oriented の表示を希望する場合 ② 建物用途部分の『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready の表示を希望する場合 ③ モデル建物法で申請する場合、2 以上の計算モデルが複合する場合 ④ モデル建物法（小規模版）で申請する場合、2 以上の計算モデルが複合する場合 ※ 4 計算内容の変更を行う場合の評価料金は表 1 による。ただし、計算対象となる建築物に空気調和設備を有しないなど、容易に変更内容の確認を行えると当機関が判断した場合は、その内容に応じて都度見積りとする。 ※ 5 モデル建物法（小規模版）に係る料金は、当該計算法の実装後適用するものとする。 ※ 6 B E S T（省エネ基準対応ツール）による場合の料金は、別途見積もりとする。		

2. 住宅用途に関する事項

住宅用途におけるBELS評価に係る料金は、一戸建ての住宅にあつては表 2 - 1 の（い）欄に記載する計算方法に応じ、（ろ）欄に定める料金とする。

表 2 - 1 一戸建ての住宅の場合

（い）	（ろ）※ 1 ※ 2 ※ 3
仕様基準を用いる場合	23,100 円（21,000 円）
外皮基準に仕様基準を用い、一次エネルギー消費性能基準に標準計算を用いる（以下「仕様・計算併用法」という。）	27,500 円（25,000 円）

標準計算（外皮基準に標準計算を用い、一次エネルギー消費性能基準に仕様基準を用いる場合を含む。以下同じ。）	46,200 円（42,000 円）
※1 財団で、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく設計住宅性能評価・長期使用構造等であるかの確認、低炭素建築物認定に係る技術的審査、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定、性能向上計画認定に係る技術的審査、フラット35Sの設計検査その他の評価（以下「設計評価等」という。）により外皮基準及び一次エネルギー消費性能基準の評価を実施する場合の料金は11,000円（10,000円）とする。 ※2 （ろ）欄の料金は、評価の業務が効率的に実施できると当機関が判断した場合、3割まで減額できるものとする。 ※3 財団が評価を行った一戸建ての住宅について、計算内容の変更を行う場合の評価料金は表2－1に定める料金に10分の5を乗じた金額とする。ただし、仕様基準を用いた場合の仕様の変更など、容易に変更内容の確認を行えると判断した場合の料金は、1評価書につき11,000円（10,000円）とすることができる。	

また、共同住宅等にあつては、用いる計算方法等に応じて、表2－2から表2－4に記載する住戸数に応じた基本料金に、戸当たり加算料金を合計した料金とする。ただし、共用部の一次エネルギー消費量の計算を行う場合、表2－5の（い）欄に記載する住戸数に応じた（ろ）欄の加算額を、さらに加算した料金とする。

表2－2 共同住宅等の場合（仕様基準）

住戸数	基本料金	戸当たり加算料金※1
15戸以下	81,400 円（74,000 円）	0 円
16戸以上	81,400 円（74,000 円）	（住戸数-15）×1,100 円（1,000 円）

表2－3 共同住宅等の場合（仕様・計算併用法）

住戸数	基本料金	戸当たり加算料金※1
15戸以下	119,900 円（109,000 円）	0 円
16戸以上、 100戸以下	119,900 円（109,000 円）	（住戸数-15）×2,200 円（2,000 円）
101戸以上	306,900 円（279,000 円）	（住戸数-100）×1,100 円（1,000 円）

表2－4 共同住宅等の場合（標準計算）

住戸数	基本料金	戸当たり加算料金※1
15戸以下	127,600 円（116,000 円）	0 円

16戸以上、 50戸以下	127,600 円 (116,000 円)	(住戸数-15) × 4,400 円 (4,000 円)
51戸以上、 100戸以下	281,600 円 (256,000 円)	(住戸数-50) × 3,300 円 (3,000 円)
101戸以上、 300戸以下	446,600 円 (406,000 円)	(住戸数-100) × 2,200 円 (2,000 円)
301戸以上	別途見積	

別表 2－5 共同住宅共用部の加算額

(い)	(ろ)
15戸以下	88,000 円 (80,000 円)
16戸以上、50戸以下	110,000 円 (100,000 円)
51戸以上、100戸以下	165,000 円 (150,000 円)
101戸以上	220,000 円 (200,000 円)

なお、表 2－2 から表 2－5 の適用に際しては、下記(1)から(4)の記載に従うものとする。

- (1) 建築基準法上、共用部として取り扱われるゲストルームは、共用部として取扱う。
- (2) 店舗等併用住宅の住戸部分及び評価対象住戸数が 1 戸のみの場合は、表 2－1 一戸建ての住宅の場合の料金を適用する。
- (3) 各表で定める料金は、以下の場合、それぞれの割合で減額できるものとする。
 - ① 財団で、設計評価等を実施する場合、各表により算定した料金に 10 分の 5 を乗じた金額を上限として、住戸数に 11,000 円 (10,000 円) を乗じた金額とすることができる。ただし、設計評価等にて共用部を評価対象としない場合、表 2－5 は減額しない。
 - ② 評価の業務が効率的に実施できると財団が判断した場合、各表により算定した料金は 3 割まで減額できるものとする。
- (4) 変更に係る料金は、各表により算定した料金とする。ただし、当機関で評価を受けた場合、計算方法等の変更を行わないとき、各表により算定した料金に 10 分の 5 を乗じた金額を上限として、変更する住戸数に 11,000 円 (10,000 円) を乗じた金額とすることができる。この場合、設計評価等にて共用部を評価対象としないとき、表 2－5 は減額しない。

3. 非住宅用途及び住宅用途に共通する事項

- (1) 非住宅用途及び住宅用途を有する建築物で、いずれの用途も表示・申請対象とする場合、それぞれの用途毎に算出した料金を合計した金額を評価料金とする。
- (2) 評価に際し現地調査を希望する場合、現地調査に要する費用（交通費等を含む。）を評

価料金に加算する。

- (3) BELS評価書は電子データにて交付する。共同住宅等の場合、住戸のBELS評価書を交付するとき、交付する住戸数に2,200円(2,000円)を乗じた金額を加算することができる。
- (4) BELS 評価書を再交付する場合(計算内容に影響を及ぼさない BELS 評価書の記載事項の変更による交付を含む。)、1 通につき 11,000 円(10,000 円)とする。共同住宅の場合、住戸の BELS 評価書を交付するとき、交付する住戸数に 2,200 円(2,000 円)を乗じた金額を加算することができる。
- (5) BELS評価書を紙面にて交付する場合、1通につき2,200円(2,000円)を加算する。
- (6) 業務規程第5条第1項に規定する評価用提出図書は、電子データにて引き受ける。評価用提出図書を紙面にて引き受ける場合、一の申請につき2,200円(2,000円)を加算する。

4. BELSプレート・シールに関する事項

BELSプレート及びシール(以下「BELS表示製品」という。)に係る料金は、表3の(い)欄に記載する仕様(サイズ、表示方法、枠種別)に応じ、(ろ)欄に定める料金とする。

表3 BELS表示製品

製品項目※ 1		(い) ※ 2	(ろ) ※ 3
シール		A6	8,800円 (8,000円)
		B6	8,800円 (8,000円)
		B5	9,900円 (9,000円)
		省略版横長 (100mm×40mm)	7,700円 (7,000円)
		省略版四角 (59mm×47mm)	7,700円 (7,000円)
		省エネ性能ラベル (100mm×75mm)	7,700円 (7,000円)
プレート	室内用カウンター置き プレート (材質：ステンレス)	A6、表貼、枠無	14,960円 (13,600円)
		B6、表貼、枠無	15,950円 (14,500円)
		B5、表貼、枠無	18,150円 (16,500円)
	室内用カウンター置き プレート (材質：透明アクリル)	A6、表または立体貼、枠無	14,960円 (13,600円)
		B6、表または立体貼、枠無	15,950円 (14,500円)
		B5、表または立体貼、枠無	17,050円 (15,500円)
	屋内用壁付プレート (材質：透明アクリル)	A4、表または立体貼、枠無	23,100円 (21,000円)
		A3、表または立体貼、枠無	26,400円 (24,000円)
	屋外用壁付プレート (材質：透明アクリル)	A4、立体貼、枠白または銀	41,800円 (38,000円)
A3、立体貼、枠白または銀		50,600円 (46,000円)	
簡易印刷物 + プレート立て		A6・A4・A3・B6・B5	6,600 円 (6,000 円)
※ 1 各製品の詳細は、別に用意する「BELS プレート・シール アイテム一覧」を参照。			
※ 2 仕様は以下による。			
① A 及び B 版のサイズは、JIS P0138 (紙加工仕上寸法) による。			

- ② 表示方法の「表貼」とは、アクリルの表面に、図柄と裏地（メタル部分）を全て貼るタイプをいう。
- ③ 表示方法の「立体貼」とは、アクリルの表面に図柄を、アクリルの裏側に裏地（メタル部分）を貼ることで、図柄を浮かび上がらせるタイプをいう。
- ④ 枠種別の「白」とは、白色加工したアルミニウム枠をいう。
- ⑤ 枠種別の「銀」とは、アルミニウム素地枠をいう。

※3 壁付プレートの施工費用は含まない（申請者等による手配、負担とする。）。